

# 資 料 編



## 1. 計画策定の経緯

### (1) 検討体制

本計画策定のため、(仮称)世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画検討委員会を設置した。また、検討委員会の調査検討の補佐をするため、庁内にワーキンググループ(作業部会)を設置した。

#### (仮称)世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画検討委員会名簿

所 属	氏 名		備 考	
	第1～3回	第4～6回		
委 員	特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会理事長	小林 成基		
	国土舘大学理工学部 理工学科教授	寺内 義典		委員長
	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課長	上田 誠	齋島 洋伸	副委員長
	東京都建設局第二建設事務所 管理課長	吉野 茂	村上 修史	
	警視庁世田谷警察署交通課長	池尻 雅彦	倉持 敏子	
	警視庁北沢警察署交通課長	小原 宗一	石塚 輝雄	
	警視庁玉川警察署交通課長	数井 謙二	佐藤 任一	
	警視庁成城警察署交通課長	佐滝 信子	原中 慎也	
	世田谷区玉川総合支所長	堀川 雄人		
	世田谷区道路整備部長	吉田 博	青山 雅夫	
	世田谷区交通政策担当部長	五十嵐 慎一		
	世田谷区土木事業担当部長	青山 雅夫	小山 英俊	
警視庁交通部交通規制課 都市交通管理室長	椎名 康雄		オブザーバー	
事 務 局	土木事業担当部土木計画課長	関根 義和		
	土木事業担当部土木計画課土木計画担当係長	都筑 秀文		
	土木事業担当部土木計画課土木計画担当	宮本 英太郎		
	土木事業担当部土木計画課土木計画担当	小沢 友里		
	土木事業担当部土木計画課土木計画担当	藤田 裕		

(仮称) 世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画ワーキンググループ構成

座長	土木事業担当部長
副座長	土木事業担当部土木計画課長
委員	世田谷総合支所街づくり課街づくり担当係長
	北沢総合支所街づくり課街づくり担当係長
	玉川総合支所街づくり課長
	玉川総合支所街づくり課街づくり担当係長
	砧総合支所街づくり課街づくり担当係長
	烏山総合支所街づくり課街づくり担当係長
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部政策企画課政策企画担当係長
	環境総合対策室環境計画課環境計画担当係長
	産業政策部商業課産業政策担当係長
	道路整備部道路・外環調整課長
	道路整備部道路・外環調整課道路計画担当係長
	交通政策担当部交通安全自転車課長
	交通政策担当部交通安全自転車課交通安全自転車担当係長
	みどりのみず政策担当部公園緑地課長
	みどりのみず政策担当部公園緑地課長施設管理担当係長
	スポーツ振興担当部スポーツ振興課スポーツ振興担当係長
土木事業担当部工事第一課長	
土木事業担当部工事第一課工務担当係長	
土木事業担当部工事第二課長	
土木事業担当部工事第二課工務担当係長	

(2) 検討経緯

平成25年	7月30日	第1回検討委員会	基本方針・計画目標について
	11月11日	第2回検討委員会	自転車ネットワーク路線の選定について
平成26年	2月27日	第3回検討委員会	自転車ネットワーク路線の選定について
	7月22日	第4回検討委員会	自転車ネットワーク路線の選定・整備形態の選定について
	10月2日	第5回検討委員会	計画(素案)について
	11月15日	区民意見募集の実施	
	~12月5日		
平成27年	1月9日	第6回検討委員会	計画(案)について

## 2. 用語解説

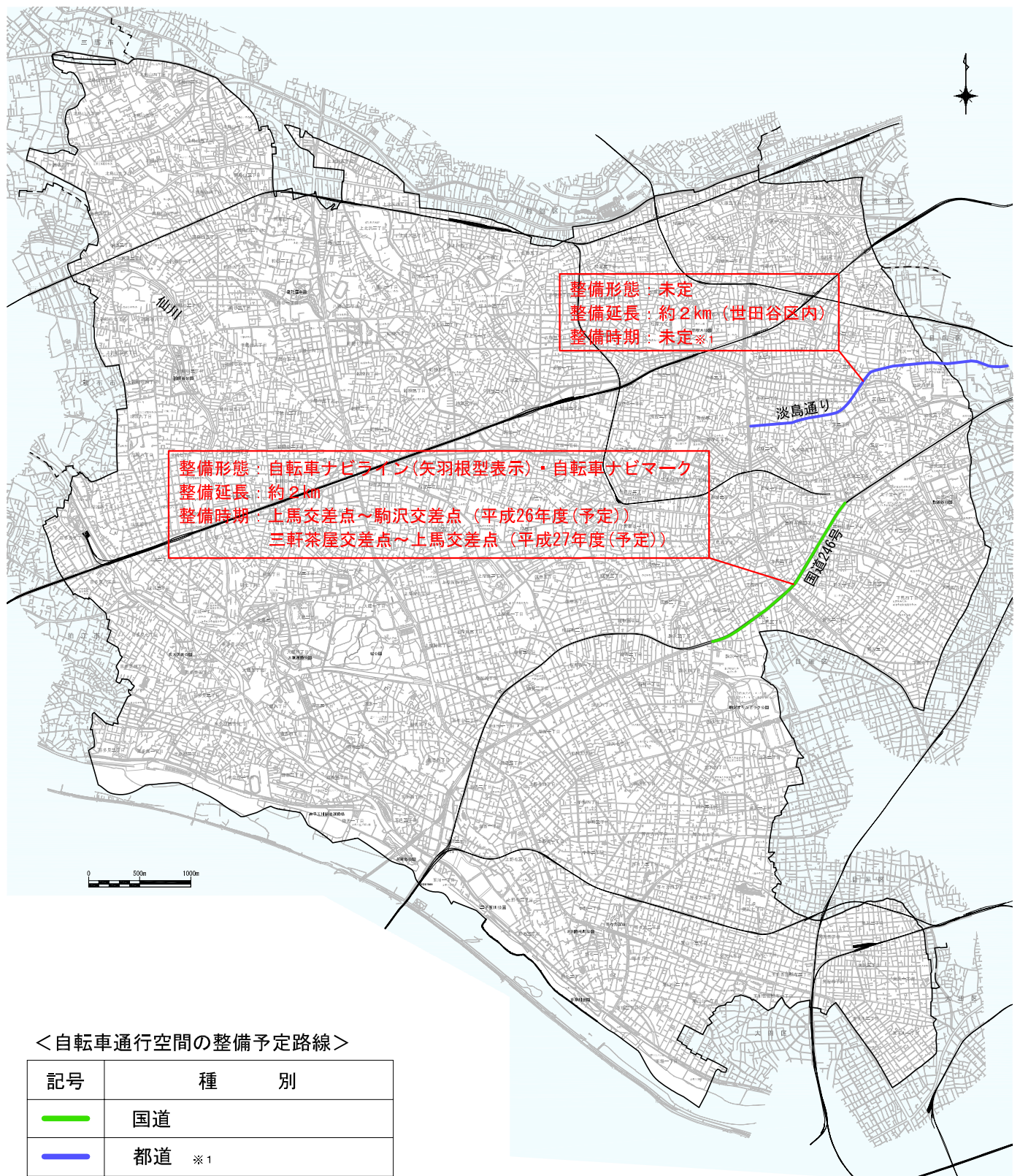
用 語 (掲載ページ)		解 説
か 行	概成区間 (P.9 ほか)	都市計画道路または主要生活道路のうち、計画幅員までは完成していないが、自動車交通の処理が可能な車線数を有する、または、暫定的な整備がされているなど、概ねの機能は満足している区間。
	幹線道路 (P.4 ほか)	主に長距離の移動に使われることを目的とし、大量の自動車交通を処理する役割を担う幅員 22m以上の道路。(例：環七通り、環八通り、国道 246 号)
さ 行	自転車通行空間 (P.1 ほか)	自転車が通行するための道路、または道路の部分。
	自転車ナビマーク (P.33 ほか)	警視庁が導入した、自転車の通行すべき部分と進行すべき方向を示した路面表示。
	自転車ネットワーク計画 (P.1)	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態などを示した計画。
	自転車ネットワーク路線 (P.9 ほか)	自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された路線。
	車道 (P.8 ほか)	道路交通法第 2 条第 1 項第 3 号に規定される、車両の通行の用に供するため縁石線もしくは柵その他これに類する工作物または道路標示によって区画された道路の部分をいう。なお、道路構造令上での定義もあるが、本書では道路交通法の定義による。
	主要生活道路 (P.9 ほか)	幹線道路・地区幹線道路に囲まれたエリアの交通を処理する役割を担う幅員 10～13mの道路。(例：赤堤通り、城山通り、梅丘通り)
	せたがや道づくりプラン (P.9 ほか)	平成 26 年 3 月に策定した、世田谷区の道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針。
	せたがや道づくりプラン 優先整備路線 (P.9 ほか)	「せたがや道づくりプラン」に定める、平成 26 年度から平成 35 年度までの期間に事業化を目指す路線。
た 行	第三次事業化計画優先整備路線 (P.9 ほか)	平成 16 年 3 月に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画に定める、平成 16 年度から平成 27 年度までに優先的に整備すべき路線。
	地区幹線道路 (P.4 ほか)	主に中距離の移動に使われることを目的とし、地域のバス交通や隣接する区や市を結ぶ役割を担う幅員 15 m以上の道路。(例：世田谷通り、駒沢通り)

用語 (掲載ページ)	解説
は行 排水施設のスリム化 (P. 33)	歩道のある道路の車道端部に設置されている、排水施設(側溝)の幅を狭くすること。区内の道路の排水施設の幅は 50 cm が一般的であるが、25 cm 以下にすることで、自転車が舗装面を連続的に通行できるようになり、安全性・快適性の向上が図れる。
普通自転車 (P. 1 ほか)	<p>             道路交通法第 63 条の 3 に規定される、車両の大きさおよび構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないものをいう。「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第 9 条の 2 で次のように規定されている。           </p> <p>             一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。           </p> <p>             イ 長さ 190 センチメートル              ロ 幅 60 センチメートル           </p> <div data-bbox="758 1030 1364 1310" style="text-align: center;"> <p>The diagram consists of two parts. On the left, a top-down view of a bicycle frame and wheels is shown with a horizontal double-headed arrow below it labeled '60cm', indicating the width. On the right, a side view of a bicycle is shown with a horizontal double-headed arrow below it labeled '190cm', indicating the length from the front wheel to the rear wheel.</p> </div> <p>             二 車体の構造は、次に掲げるものであること。           </p> <p>             イ 側車を付していないこと。              ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。              ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。              ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。           </p>
歩道 (P. 1 ほか)	道路構造令第 2 条第 1 項第 1 号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。

用語 (掲載ページ)		解説
ら 行	路肩 (P. 32)	道路構造令第 2 条第 1 項第 12 号に規定される、道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道、または自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。
	路側帯 (P. 10 ほか)	道路交通法第 2 条第 1 項第 3 号の 4 に規定される、歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路または道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
	路面表示 (P. 33 ほか)	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石などで路面に描かれた線、記号または文字をいう。

### 3. 参考資料

#### (1) 国道・都道における自転車通行空間の整備予定



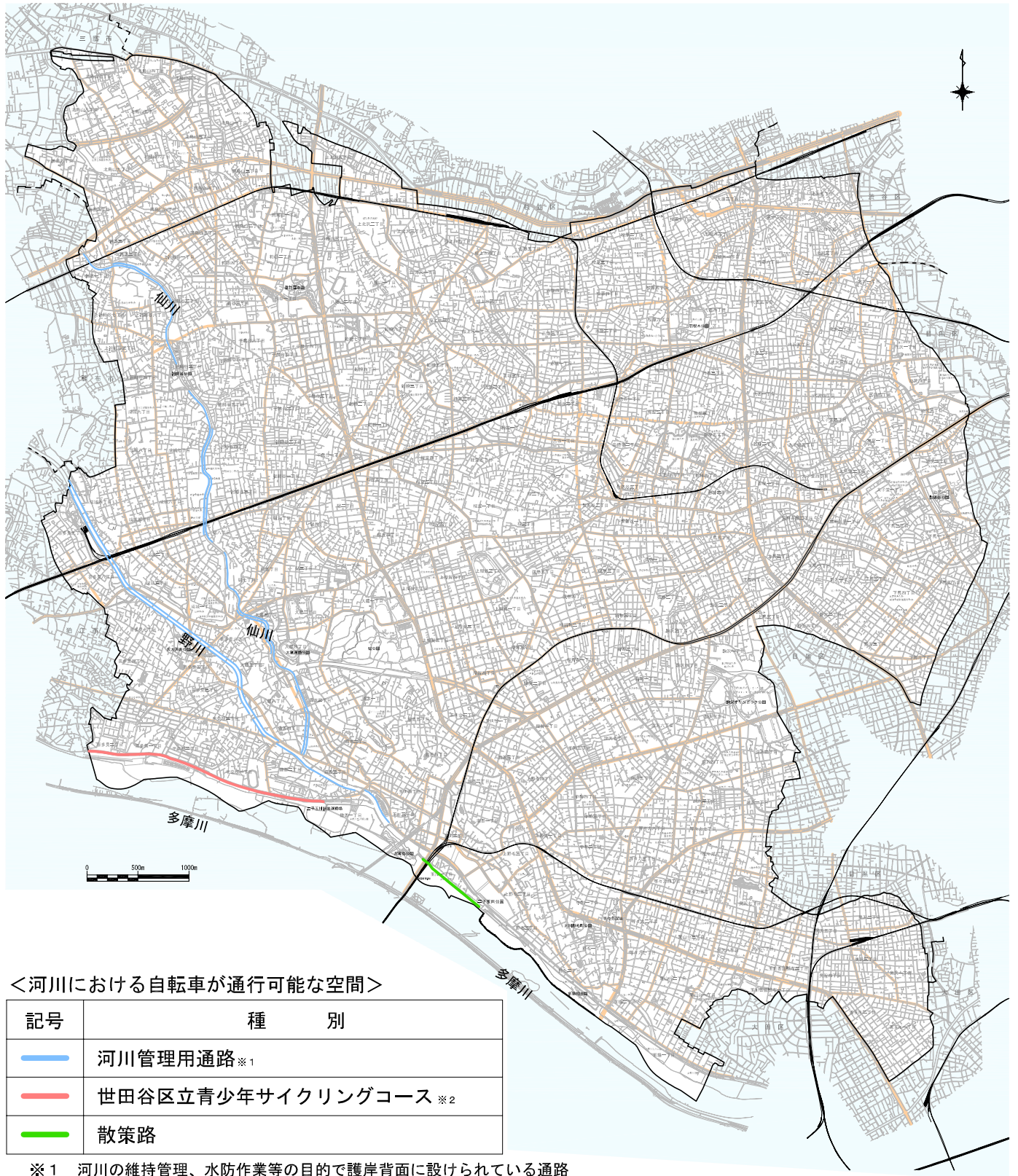
平成26年11月現在

※1 「東京都自転車走行空間整備推進計画」（東京都・平成24年10月）で、平成32年度までに優先して整備する区間に選定されている路線






## (2) 河川における自転車が通行可能な空間

区内の河川区域内には、下図の通り、自転車が通行可能な空間がある。今回の計画では、幅員が不足する等の理由から、ネットワーク路線として位置付けしていない。現在、これらの空間では自転車利用ルールづくりが求められているほか、今後、幅員等の基準を満たした時点で、位置付けを検討する。




<河川における自転車が通行可能な空間>

記号	種 別
	河川管理用通路※1
	世田谷区立青少年サイクリングコース※2
	散策路

※1 河川の維持管理、水防作業等の目的で護岸背面に設けられている通路

※2 多摩川の堤防天端に世田谷区が整備したサイクリングコース

	自転車ネットワーク路線
---	-------------



**世田谷区自転車ネットワーク計画**

**平成 27 年 3 月**

編集・発行 世田谷区土木事業担当部土木計画課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27  
TEL : 03-5432-2369 FAX : 03-5432-3026